

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年2月14日

津市監査委員 小津直久
津市監査委員 安藤友昭
津市監査委員 安井広伸
津市監査委員 渡邊晃一

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の対象

次の財産区における令和6年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、令和5年度以前のものを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第3 監査の期間

令和6年12月5日から令和7年1月30日までである。

第4 監査の方法

主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

榊原財産区、河内財産区及び波瀬財産区における財務及び事務の執行については、監査した限りにおいて監査対象となった事務が法令に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようになり、財産区の組織及び運営の合理化に努めていると認め、特に指摘する事項はなかった。